

令和5年5月10日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年5月10日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 中島 緑 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 小寺 孝治郎 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 25 号	木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について	2

5 報 告 事 項

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第25号

木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月10日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則

木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則（昭和60年木更津市教育委員会規則第4号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1号中「10日前」を「3日前（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）」に改め、同条第2号中「10日前」を「3日前（祝日法による休日を除く。）」に改める。

第4条第1項中「7日前」を「3日前（祝日法による休日を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場の使用許可に係る申請期間を変更することについて、関連条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則 昭和60年3月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第9条の規定によりキャンプ場の使用許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、市立少年自然の家キャンプ場使用許可申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、この条本文に規定する期間内に提出することができないやむを得ない理由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第2項各号に掲げる団体 使用しようとする日の属する年度の4月1日から使用しようとする日の<u>3日前(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除く。)</u>まで</p> <p>(2) 前号の団体以外のもの 使用しようとする日の属する年度の5月1日から使用しようとする日の<u>3日前(祝日法による休日を除く。)</u>まで (使用の不許可、取消し及び変更)</p> <p>第4条 キャンプ場の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、その取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、市立少年自然の家キャンプ場使用(取消し・変更)許可申請書(別記第1号様式)に市立少年自然の家キャンプ場使用許可書を添えて使用する日の<u>3日前(祝日法による休日を除く。)</u>までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則 昭和60年3月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第9条の規定によりキャンプ場の使用許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、市立少年自然の家キャンプ場使用許可申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、この条本文に規定する期間内に提出することができないやむを得ない理由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第2項各号に掲げる団体 使用しようとする日の属する年度の4月1日から使用しようとする日の<u>10日前まで</u></p> <p>(2) 前号の団体以外のもの 使用しようとする日の属する年度の5月1日から使用しようとする日の<u>10日前まで</u> (使用の不許可、取消し及び変更)</p> <p>第4条 キャンプ場の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、その取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、市立少年自然の家キャンプ場使用(取消し・変更)許可申請書(別記第1号様式)に市立少年自然の家キャンプ場使用許可書を添えて使用する日の<u>7日前までに</u>教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>